

花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について

平成 29 年 3 月 23 日

財務部契約管財課

公共施設計画策定室

1.実施概要

実施期間	平成 29 年 1 月 16 日から平成 29 年 2 月 16 日までの間				
周知方法	市ホームページ及び広報はなまき（平成 29 年 1 月 15 日号）への掲載				
資料の閲覧場所	市役所総務課、契約管財課、各総合支所地域振興課、生涯学園都市会館（まなび学園）、各振興センター、各市立図書館、花巻保健センターに資料を備えたほか、市ホームページにて公開した。				
意見提出状況	4 3 件、2 人	ホームページ閲覧者数	2 7 6 人	備付素案閲覧者数	2 1 人

2.提出された意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
1	第 3 章 2.インフラ施設のマネジメント基本方針	P 20～21	<p>1 公共施設の保有状況、将来の施設の更新費用、利用状況や維持管理、老朽化等により、人口推移及び財政状況を検討して、今後 4 0 年間に年間 1 0 0 億円かかり 3 5 億円が不足するとのことですが、 このような状況下での検討は下記の検討が必要です。</p> <p>インフラ施設の社会的投資の道路、橋梁、河川、下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、浄化槽は撤去して費用負担の軽減は無理と思われる。</p>	<p>インフラ施設については、ご意見のとおり一部を除き原則として廃止は難しいと考えています。費用負担の軽減は、P 14～15 に記載しているとおり、インフラ施設については、「メンテナンスサイクルを継続することで、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と、対策費</p>	<p>原案のとおり（意見と趣旨が同一）</p>

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
2	第3章2.インフラ 施設のマネジメント 基本方針、1.建物 施設のマネジメント 基本方針	P19～21	公園は将来の利用度を勘案して廃止、売却等 を検討すべきです。	用の平準化」を図っていきます。 常時管理者がいない施設が大半で利用者 数の把握が困難であることから、P19の (11)①に記載しているとおりに、「設置当 初から周辺環境の変化等により必要性が 薄れている施設については、廃止も検討」 します。売却については、P13の3)① 遊休財産の処分の方針に基づき検討しま す。	原案のとおり（意 見と趣旨が同一）
3	第3章1.建物施設 のマネジメント基 本方針	P16	学校教育施設は人口減少の状況に基づき統 廃合等を検討していく。	ご意見の趣旨は素案と同一であると解し ます。ご意見を踏まえ、P16の(1)① に記載しているとおりに、「地域の方々と話 し合い、理解を得ながら、学区や施設の 再編を検討」します。	原案のとおり（意 見と趣旨が同一）
4	第3章1.建物施設 のマネジメント基 本方針	P16	大規模集会所は民営化、直営の場合は命名権 の売却等による費用負担の軽減を図る。	民営化については、施設の特性を踏まえ、 必要性に応じて検討します。命名権の売 却等については、P13の3)に記載して いるとおりに、「民間活力の導入を検討す るとともに、広告収入など財源確保につな がる方法も検討」します。	原案のとおり（今 後の参考）
5	第3章1.建物施設 のマネジメント基 本方針	P16	集会施設・ホール施設は統廃合、民営化を進 める。	ご意見を踏まえ、P16の(2)①、②に 記載しているとおりに、「集会施設につい ては、利用のほとんどが地域や特定の団体	原案のとおり（今 後の参考）

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
6	第3章1.建物施設のマネジメント基本方針	P16	文化施設は花巻市の中心施設であり、建替の必要がある。	<p>である施設は、地域や団体への譲渡を検討」します。ホール施設については、「老朽化が進んでいる施設については、近隣施設の利用や複合化、集約化などを検討」します。「また、利用者数が少ない施設については、廃止を検討」します。民営化については、施設の特性を踏まえ、必要性に応じて検討します。</p> <p>P16の(2)③の「施設のあり方」への意見とし、今後検討します。</p>	原案のとおり（今後の参考）
7	第3章1.建物施設のマネジメント基本方針	P16～17	図書館、博物館、スポーツ及びレクリエーション施設は民営化を進める。	民営化については、施設の特性を踏まえ、必要性に応じて検討します。	原案のとおり（今後の参考）
8	第3章1.建物施設のマネジメント基本方針	P17	産業系施設・観光系施設は民営化を進める。	産業系施設の民営化については、施設の特性を踏まえ、必要性に応じて検討します。観光系施設については、P17の(5)②に記載しているとおおり、「物販など民間と同様のサービス提供を行う施設については、民営化も検討」します。	原案のとおり（今後の参考）
9	第3章1.建物施設のマネジメント基本方針	P17	農林水産系施設は廃止、統廃合、民営化を進める。	廃止、統廃合については、施設のあり方への意見とし、今後検討します。民営化については、施設の特性を踏まえ、必要	原案のとおり（今後の参考）

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
10	第3章1.建物施設のマネジメント基本方針	P17～18	子育て支援施設は人口推移を勘案し、統廃合、民営化を進める。	性に応じて検討します。 保育園については、P17に記載しているとおりに民営化や適正配置による再編を検討します。幼稚園等の民営化については、必要に応じて検討します。	原案のとおり（今後の参考）
11	第3章1.建物施設のマネジメント基本方針	P18	高齢福祉施設は民営化を進める。消防屯所は配置を検討して廃止、統廃合を進める。	高齢福祉施設については、P18の（7）①に記載しているとおりに、民営化を検討します。民営化できない施設は、必要性を検討します。 消防屯所については、P18の（9）③に記載しているとおりに、「施設の再編」を検討します。	原案のとおり（意見と趣旨が同一）
12	第3章1.建物施設のマネジメント基本方針	P19	公営住宅は空室状況を検討し、廃止、売却を進める。	廃止については、P19の（10）に記載しているとおりに、公営住宅全体の「必要な戸数」を検討し、適切な配置に努めます。なお、「必要な戸数」の検討にあたっては、ご意見にある利用状況などを参考とします。売却については、P13の3）①遊休財産の処分の方針に基づき検討します。	原案のとおり（今後の参考）
13	第3章1.建物施設のマネジメント基本方針	P19	その他の建築系公共施設は使用、利用頻度を勘案し廃止、売却を進める。	常時管理者がいない施設が大半で利用者数の把握が困難であることから、P19の（11）⑤に記載しているとおりに、「設置当初から周辺環境の変化等により必要性が	原案のとおり（意見と趣旨が同一）

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
14	全体	全体	以上細かに記述しましたが、現在検討されていると思いますが、財政状況からまったなしの状況であれば考え方は資産の売却以外方法はないと思います。	薄れている施設については、廃止も検討します。売却については、P13の3)①遊休財産の処分の方針に基づき検討します。 現在の厳しい財政状況は、今後も続くことが予想されることから、売却も含めた多様な手法により、公共施設マネジメントを着実に推進し、持続可能な財政運営を目指します。	原案のとおり（今後の参考）
15	全体	全体	人口が増加すれば財政状況は良化していくと思います、本件素案にはその記述がありません、記載すべきと思います。	ご意見の様に人口が増加することは理想ですが、P43の(3)に記載しているとおり、本市の将来人口については、花巻市人口ビジョンの人口推計値によると減少が見込まれます。そのため、人口増加に関する記載はしません。なお、花巻市人口ビジョンでは、将来人口設定として、2060年に73,500人程度を目指すこととし、合計特殊出生率の上昇や若者の転出超過の抑制・UIJターンの促進に取り組んでいます。	原案のとおり
16	第4章4.計画の進行管理	P23	本件素案に計画のロードマップが記載されておりますが40年後の資産運用、管理により財政状況が計画どおり進んでいるか厳しい目で見ていくことが重要です。	計画の進行管理については、公共施設のデータを毎年度更新し、年度単位での施設総量の管理を行います。進捗状況や各取組については、市民と現状を共有する	原案のとおり（意見と趣旨が同一）

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
				<p>ことが必要不可欠であることから、多様な手法により情報発信を行います。今後は、本計画に基づき実施計画の策定、個別施設計画の策定又は改定を行い、公共施設マネジメントを着実に推進します。</p>	
17	第1章1.公共施設 マネジメント計画 の概要について	P1	<p>計画名に採用されている「マネジメント」という言葉に込められた意義や、マネジメントの概念やマネジメントに対する市の姿勢についての言及がどこにも見られない。「施設」という具体的なものを通じて行政組織の考え方は端的に表れるのだから、計画案冒頭部分においてマネジメントに関するわかりやすい説明を施すべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、公共施設マネジメントに対する市の考え方を素案に加えます。</p>	<p>P1の「(1) 計画策定の背景と主な動き」を「(1) 計画策定の背景」と「(2) 花巻市の公共施設マネジメント」に分割し、別紙のとおり修正します。</p>
18	全体	全体	<p>40年というこれまでに類を見ない超長期の計画期間であること、対象となる建物施設の総数が642施設にもものぼること、建物施設とインフラ施設を合わせた将来更新費用が約4051億円余と試算され、長期にわたり市の財政を圧迫しかねない膨大な財源を必要とすることから、この計画の決定は市議会での議決事件として取り扱うべきではないか。</p>	<p>本計画の決定方法についての意見であると解しますが、本計画については、花巻市議会基本条例に基づく議決案件ではありませんので、市民参画などの必要な手続きを行います。また、素案については、議員説明会を開催して説明し、意見を伺いました。</p>	<p>原案のとおり</p>

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
19	全体	全体	<p>これまでの市役所の各種計画は総合計画の中期プランを筆頭に策定した途端にお終いで、その後の評価や実効性の検証がおろそかで、到底マネジメントサイクルが正常に稼働しているとは思えない計画ばかりだ。今般の公共施設マネジメント計画では公共施設の向こう40年間にわたる総合的な管理を一際強く担保するために、市の最高規範である「まちづくり基本条例」に議会での議決を要するなどの根拠規定を設けては如何か。</p>	<p>花巻市まちづくり基本条例は、まちづくりに関する基本的な事項を定め、参画と協働による市民主体の自治の進展を図るものです。計画等の議決に関しては、花巻市議会基本条例で定められるものであり、本計画については議決案件ではありませんので、市民参画などの必要な手続きを行います。また、素案については、議員説明会を開催して説明し、意見を伺いました。</p>	<p>原案のとおり</p>
20	第1章2.建物施設の 基本方針	P8	<p>P8の基本方針1【量の最適化】において、建物施設の新規整備は行わないと明記しているが、この先40年の計画期間中に公共施設の更新がまったく行われぬものと早合点され誤謬が生じる恐れがあるのではないか。「やむを得ず…云々」と例外規定を記述していると思われる箇所に市民の誤解を招かない文章上の工夫が必要ではないか。</p>	<p>建物施設の更新については、今後も維持していく施設については、P8の1)②に記載しているとおり、建替え時の施設規模を検討したうえで整備することとしています。ご意見のとおり、誤解を招かないような文章に修正します。</p>	<p>①新規整備の抑制を 「建物の新規整備は、<u>長期的な総量縮減の観点から、必要性を慎重に検討します。</u> _____新規整備を行う場合には、<u>可能な限り</u>既存施設の統廃合を検討し、施設総量の<u>増加を避けるよう</u>に努めます。 <u>なお、新規整備には、既存施設の建</u></p>

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
21	第4章1.全庁的な 取組体制の構築	P22	我々はともすれば、「より質の高い公共施設を、より多く」望みがちだが、選択と集中を行わずにすべてを維持しようとする、財源不足から最低限必要な公共施設、インフラすら維持できないことになりかねない。施設は一度建設すると規模縮小や抜本的な運営の見直しは難しいことから、公共施設のマネジメントを行う上で、総合計画との関連や政策上の位置付けを明確にし、各所管課等における問題意識などを十分に確認した上で方向性を検討してもらいたい。	計画の位置付けについてはP2の図のとおりです。各所管課等における問題意識については、P22～23に記載のとおり、「公共施設の再編（複合化等）にあたっては、庁内の連携が不可欠」であること、「職員一人ひとりが、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つための研修会等」を実施します。	<p>替えによる更新は含まれません。」に修正します。</p> <p>原案のとおり（意見と趣旨が同一）</p>
22	第1章1.公共施設 マネジメント計画 の概要について	P2	最も大切なことは、大きな方向性としての「人口減少に合わせた全体最適を実現する施設保有としていく合意形成」である。現在の公共施設やインフラをそのまま更新しようとする、近年の公共投資額を大幅に上回る財政負担を強いることになるという問題意識を共有した上で、全体最適の観点から「選択と集中」を進める視点を持つことだが、この点はまちづくり総合計画第二期中期プランの各施策に的確に反映されているのだろうか？	インフラ施設の橋梁長寿命化修繕計画や、建物施設の公営住宅等長寿命化計画など、現在進行中の計画がある用途については、本計画との整合性をとりながら、第二期中期プランの施策へ反映しています。他の用途については、今後策定予定の実施計画、策定又は改定予定の個別施設計画の検討を進め、次期中期プランへ反映します。	原案のとおり（今後の参考）

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
23	第4章4.計画の進行管理	P23	1月下旬開催の市民説明会の参加状況が著しく悪かった要因と背景をどう分析しているか。この状態でパブリックコメントが多数出るとも思えず、計画への市民意見の反映と今後の計画の遂行に大きな不安を感じる。公共施設の有り様を考え、その目的を決め、施設を運営し、運営を評価し、そして見直しを行うという一連のプロセスに市民参画は欠かせないものと考えることから、再度、市民説明会を開催するなどきめ細かな説明を行うべきではないか。	公共施設マネジメント計画【基本方針編】策定後も本計画の趣旨を周知し、公共施設の現状や課題を市民と共有することが必要不可欠であることから、P23の(2)に記載しているとおりに、「多様な手法により情報発信」を行います。	原案のとおり（今後の参考）
24	全体	全体	従来の公共施設では政策目的毎に一つの建物を建築してきた。しかし、住民が必要としているものは実は施設そのものではなくてサービスを受ける機会があるかどうかである。一つのサービス機能のために一つの施設整備が必要という呪縛から脱却(施設と機能を分離)し、常に「市が施設を設けなければ提供できないサービスであるのか」を考えて、真に必要な施設の規模と機能を確保し住民サービスの向上を図るべきだ。	ご意見の趣旨は素案と同一であると解します。ご意見を踏まえ、P7の5)に記載しているとおりに、「施設の機能を時代のニーズに合わせるための多用途への転換や、複合化など施設機能の再配置」を考えます。	原案のとおり（意見と趣旨が同一）
25	第2章.2.建物施設の基本方針	P9	基本方針1【量の最適化】において、建物施設の取得についてはトータルコストで比較検討の上で取得の可否を判断すると記述さ	ご意見にある新規整備（譲渡・寄附を含む）の決定前に、全庁的な検討の必要性について、今後の参考とします。なお、	原案のとおり（今後の参考）

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
26	第4章2.情報管理・共有方策	P23～24	<p>れている。施設の保有量を縮減していかななくてはならない状況の中では施設の必要性や整備の妥当性を十分に確認することが必要だということがよく理解できた。その一方で釈然としないのは「料亭まん福」や「交流会館」の不可思議な取得である。新規整備の決定前に、施設建設以外に住民サービスを提供する方法がないか、既存施設の有効活用により住民サービスを提供することができないか、施設を必要とするとした場合でも他の施設との複合化により建設できないかなど全庁的横断的な検討が必要という計画案の文脈の中で、なぜ老朽建築物である「まん福」と「交流会館」を市の公有財産として取得するに至ったのだろうか？マネジメント計画の策定にあたり、これまでの花巻市は老朽化した建造物に公費を投じてきたことを総括した上で、計画を策定するという真摯な反省が必要と考える。過去の不透明な施設取得について当時の行政側の合理的な判断・根拠があるとすればお伺いしたい。</p> <p>施設の保有の判断にあたっては住民の声が重要となる。数字情報がまったく示されない中で、その施設が必要か必要でないかと聞けば、みな必要と答える。その結果、施設が過剰となり財政負担が肥大化する。次世代を視</p>	<p>個別施設の過去の取得経緯については、素案に反映できない質問であると考えます。</p> <p>ご意見の趣旨は素案と同一であると解します。ご意見を踏まえ、P24の(2)2)に記載しているとおおり、「公共施設白書の更新」を行います。情報共有については、P23の(2)に記載しているとおおり、「本</p>	<p>原案のとおり（意見と趣旨が同一）</p>

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
27	第4章4.計画の進行管理	P23	<p>野に入れた賢明な判断を行っていくためには施設の利用度・コストを「見える化」することにより、現在の施設の保有状況の問題点を浮き彫りにし住民と問題意識を共有しながら施設に係わる政策を判断していくことが重要だ。</p> <p>P23に今後のロードマップがざっくりと記載されているが、基本方針編意向に策定される、五年ごとの実施計画や各施設所管部局の個別施設計画の進捗を毎年レビューするなど常に課題を明確にし、市民に伝わるように配慮願いたい。</p>	<p>計画の進捗状況や各取組については、市民と現状や課題を共有することが必要不可欠であることから、多様な手法により「情報発信」を行います。</p> <p>ご意見の趣旨は素案と同一であると解します。ご意見を踏まえ、P23の(2)に記載しているとおり、「本計画の進捗状況や各取組については、市民と現状や課題を共有することが必要不可欠であることから、多様な手法により「情報発信」を行います。</p>	原案のとおり（意見と趣旨が同一）
28	第2章2.建物施設の基本方針	P13	<p>公の施設が提供するサービスはその地域の課題を解決するものであるが、花巻市の指定管理者制度では施設を通じてどのように地域の問題を解決するか、価値をいかに高めるかという視点が希薄に感じられる。指定管理者制度が創設され10年以上経過するが、指定管理に移行した施設のその後の検証と評価・分析についても個別計画の中でしっかりと言及して欲しい</p>	<p>個別施設計画については、建替えや大規模改修などについての計画です。ご意見の指定管理者制度の検証と評価・分析などについては、現在も実施していますが、今後も適切に実施していきます。</p>	原案のとおり（今後の参考）
29	第2章2.建物施設	P13	<p>かつて行政評価委員会に資料として提出さ</p>	<p>ご意見を踏まえ、P13の4)①に記載し</p>	原案のとおり（今

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
	の基本方針		れた施策マネジメントシート、施策 6-2「職員の意識改革と行政システム改革の推進」の施策の現状と課題の項には、平成 25 年における重点取組、新規または拡充を要する取組として、「指定管理者制度の事後評価を定着させ制度導入の効果を検証する」とあったが、現在の効果検証レベルはどの程度まで進化しているのか。	ているとおり、指定管理者制度についての検証を行い、行政サービスの向上に努めていきます。 事後評価については、社会情勢等の変化に応じて、対応していきませんが、事後評価の効果検証レベルについては、素案に反映できない質問であると考えます。	後の参考)
30	第 2 章 2.建物施設の の基本方針	P 13	現在の花巻市の指定管理者制度に関する指針では審査における事業者選定の進め方や評価が不透明、非公募とする場合の考え方や基準が曖昧なのでマネジメント計画策定に併せて全面的に見直しを行うべきではないか。	ご意見を踏まえ、P 13 の 4) ①に記載しているとおり、指定管理者制度についての検証を行い、行政サービスの向上に努めていきます。 指針については、社会情勢等の変化に応じて、対応していきませんが、指針の見直しについては、素案に反映できない質問であると考えます。	原案のとおり（今後の参考）
31	第 2 章 2.建物施設の の基本方針	P 13	指定管理者制度は、単に公共施設の運営を安上がりに行うことを目的とするのではない。公共施設の管理運営について評価の基準は、「公共施設を通じてどれだけ価値を生み出しているか」「地域の問題がいかに解決されているか」がポイントとなることから、評価の為の測定方法に工夫が必要となるが、施設利用者の満足度や苦情などを日常的に監視するモニタリングの体制と仕組みは万全か。	ご意見を踏まえ、P 13 の 4) ①に記載しているとおり、指定管理者制度についての検証を行い、行政サービスの向上に努めていきます。 利用者の意見等については、把握して改善に努めます。	原案のとおり（今後の参考）

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
32	該当項目なし	なし	議会での指定の議決の際に指定管理者となる団体の適否を判断するための調書や資料の類が乏しいので検討を要する。	指定管理者制度の議決判断資料に関するご意見と推察します。素案に対するご意見とは直接関係ないものと考えます。	
33	該当項目なし	なし	地域住民に何の説明もなく石鳥谷中央公民館が市の都合だけで石鳥谷生涯学習会館と施設名が一方的に変更されたのは住民に密着している「公の施設」としての見地から未だに納得できない。石鳥谷地域ではいまだに中央公民館と呼称され、市の文書においても「石鳥谷生涯学習会館（旧石鳥谷中央公民館）」などと括弧書きで表記されている実情をどう考える？	集会施設など地域住民が長年使用してきた施設の名称変更などについては、意見を参考とします。	原案のとおり（今後の参考）
34	第2章2.建物施設の基本方針	P13	各地区のコミュニティ会議が非公募で指定管理者となり振興センターが管理運営されているが、民間事業者としてのノウハウが活用されず創意工夫が発揮されていない現状は単なる業務委託にしか映らない。また、振興センター条例第13条に規定する指定管理者の業務の内容が同条例第1条に規定する設置目的と合致していない現状は指定管理者としてのコミュニティ会議自体の適格性に疑念が生じる。	民間活力の導入に関するご意見と推察します。ご意見を踏まえ、P13の4）に記載しているとおり、行政サービスやコストの観点から総合的に検討します。なお、指定管理者としてのコミュニティ会議自体の適格性については、素案に反映できない質問であると考えます。	原案のとおり（今後の参考）
35	第2章2.建物施設	P13	p13に使用料の適正化についての記述があ	「公共施設白書2015」では、利用者一人	原案のとおり（今

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
	の基本方針		<p>る。今後ますます厳しくなることが予想される財政状況の中で、多様化・高度化する市民ニーズに添えていくためには、サービスを受ける方にも行政サービスにかかる経費に対し、応分の負担を求めていくことが必要だ。その意味で、自分たちはお金を出さないが「まん福」を市が買い取りしてそのまま残してくれという請願や陳情は他の納税者の負担で個人的な思いを達成したいとやっていることと同じであった。こうした行動の背景には、公共施設にはお金がかかっていないという錯覚がある。錯覚を取り除き、自らの負担を前提にした公共施設の適正な量や質を知った上で必要性を判断してもらうには数字を示す必要がある。利用者一人あたりの運営コストを明らかにし利用者に対する受益に応じた負担について検討すべきである。</p>	<p>あたりの運営コストを示しています。今後も、P24の(2)2)に記載のとおり、公共施設白書を更新し、公共施設の現状や課題を市民と共有していきます。受益に応じた負担については、P13の2)に記載のとおり、「受益と負担の公平性を確保するため、施設の使用料を必要に応じて」見直します。</p>	後の参考)
36	第2章2.建物施設の基本方針	P7	<p>有効活用されずにいる施設等を本来の用途以外にも使えるようにすることで、既存ストックの効率的な活用を促すことは、地域の活性化にとって重要な役割を果たすとして平成20年度に内閣府により「補助対象財産の転用等の弾力化」が示され、各府省の承認基準が整備されている。こうした取組みにより自治体においては既存の施設をほかの目的に用途転用したり多目的に利用したりする</p>	<p>取組事例については、廃校後の施設を振興センターなどに活用した事例などがあります。今後の用途転用については、P7の5)に記載しているとおり、「施設の機能を時代のニーズに合わせるための他用途への転換や、複合化など施設機能の再配置」について検討します。</p>	原案のとおり（今後の参考）

No.	項目	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
37	第2章2.建物施設の 基本方針	P13	<p>ことが可能となっているが、市ではどのような取組事例があるのか？</p> <p>各施設の使用料コストの算定、類似施設の状況、民間施設・他市町との比較はどのように行なっているか。また、受益者負担の適正化、公平性の観点から、使用料や減免基準の見直しは何年ごとに行っているのか？</p>	<p>使用料の見直しの視点についての意見であると推察します。ご意見にありました、各施設の使用料コストの算定、類似施設の状況など比較方法について参考にします。なお、使用料や減免基準については、随時検証しています。</p>	<p>原案のとおり（今後の参考）</p>
38	全体	全体	<p>公共施設更新にかかる費用の積み立てが一切なかったのは何故なのだろうか？施設の維持管理更新のために、どの時期にどのくらいの費用がかかるのかは想定できるはずなので将来的に予想される修繕費支出に備えて基金等を設置することの検討をするべきである。</p>	<p>基金等の設置の必要性については、他の自治体の事例や、ご意見を参考に今後検討します。</p>	<p>原案のとおり（今後の参考）</p>
39	第2章2.建物施設の 基本方針	P9	<p>交流会館について、施設自体の老朽化は譲渡を受けた当初から見込まれていた中で、県から無償譲渡を受けた経緯、取得に至った判断・意思決定の内容について伺いたい。また、これまでにどれだけの改修費用を要したのか？今後どれくらいのコストがかかるのか説明願いたい。</p>	<p>老朽化した施設の譲渡については、P9の1)③に記載のとおり、「トータルコストで比較検討」などを行い慎重に検討します。なお、これまでの経緯や改修費用、今後のコストについては、素案に反映できない質問であると考えます。</p>	<p>原案のとおり（今後の参考）</p>
40	全体	全体	<p>交流会館中央部の広いスペースが指定管理</p>	<p>施設内の配置に関する有効活用について</p>	<p>原案のとおり（今</p>

No.	項目	計画素案ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への反映状況
41	全体	全体	<p>者である観光協会によって事務スペースとして配置（占拠）されている。本来指定管理の受託業務以外の事務スペースを観光協会に提供する理由は無いはず。管理部門は利用者に対応する要員以外は奥へ引っ込んだほうが良い。観光協会は独自に他の場所に事務所を調達するなり、使用料を徴収するべきではないのか。</p> <p>本来は市民利用施設である交流会館には、水道企業団や指定管理者である観光協会のオフィスが入っているが花巻市の予算で施設を維持する必要性を感じない。合同庁舎的に使用するのなら施設の維持経費に見合う使用料を徴収するべき。</p>	<p>のご意見と推察します。ご意見を参考に有効活用を検討します。なお、観光協会の事務所については、素案に反映できない質問であると考えます。</p> <p>施設の維持経費の負担に関する意見と推察します。ご意見については今後の参考にします。</p>	<p>後の参考)</p> <p>原案のとおり（今後の参考)</p>
42	第3章1.建物施設のマネジメント基本方針	P19	<p>斎場について「長期的に集約化や広域化なども検討します」とあるが(p19)、集約化の考え方についてももう少し詳しく記述願いたい。</p>	<p>本計画は、今後40年間の長期的な基本方針であることから、P19の(11)④に記載しているとおりで、斎場に関する具体的な方向性については、今後策定する実施計画で検討します。</p>	<p>原案のとおり（今後の参考)</p>
43	第3章2.インフラ施設のマネジメント基本方針	P20	<p>インフラ施設の道路整備における市民要望への対処について優先順位設定の評価基準など適正管理をお願いします。</p>	<p>ご意見を踏まえて検討します。</p>	<p>原案のとおり（今後の参考)</p>